(別表２)　不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月１日作成)

法令名	建築物の耐震改修の促進に関する法律
根拠条項	同法第１１条
処分の概要	認定事業者に対する改善命令
法令の定め	同法第１１条 　所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命じることができる。
処分基準	設定しない。 （理由） 　現在まで当該処分に係る事例が無いことからあらかじめ処分基準を設定するのは難しい状況である。
処分担当課	（総合）振興局建設管理部建設行政室建設指導課 振興局産業振興部建設指導課
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ　（電話番号：011-204-5097） （総合）振興局建設管理部建設行政室建設指導課 振興局産業振興部建設指導課
備考	「所管行政庁」の定義は次のとおり 建築物の耐震改修の促進に関する法律 第２条 ３　この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

（別表２）　　　　　　　　　不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

（平成24年10月１日作成）

法　　令　　名	建築物の耐震改修の促進に関する法律
根 拠 条 項	同法第１２条
処分の概要	建築物の耐震改修の計画の認定の取り消し
法 令 の 定 め	同法第１２条 　所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。
処 分 基 準	設定しない。 （理由） 　現在まで当該処分に係る事例が無いことからあらかじめ処分基準を設定するのは難しい状況である。
処 分 担 当 課	（総合）振興局建設管理部建設行政室建設指導課 振興局産業振興部建設指導課
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ　　（電話番号：011-204-5097） （総合）振興局建設管理部建設行政室建設指導課 振興局産業振興部建設指導課
備　　　　考	「所管行政庁」の定義は次のとおり 建築物の耐震改修の促進に関する法律 　第２条 　３　この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。